



四国税理士会報

第466号

2024.12.10

●発行所／四国税理士会
高松市番町2-7-12
電話 087(823)2515(代)

●発行人／浜崎 友二
●編集人／秋山 千枝
●ホームページ／<https://www.shikoku-zei.or.jp>



県別対抗ソフトボール大会

撮影者 松山支部 丹下 真由美

主な記事

税務調査に関するアンケート実施結果 中小企業対策部ニュース



令和6年度新入会員研修を実施



本年度の新入会員研修が11月1日、リーガホテルゼスト高松において、昨年10月から本年9月までの入会者を対象に実施された。なお、登録時研修については、マルチメディア研修として研修受講管理システムからの視聴が可能である。

この研修会は、登録後1年以内の会員税理士を対象に、日税連主催の登録時研修に加えて実施することとしている。内容については、税理士の義務、損害賠償請求を受けないための対応等の講義並びに各部から業務に関する知識について講義が行われた。受講会員にとっては長時間にわたる研修であったが、各講師の熱心な講義にじっくり耳を傾け、これから業務に活かそうと真剣に受講する様子が見られた。

◆浜崎会長からのご挨拶



浜崎会長

◆ 実務に関する知識



内田弁護士

新入会員研修カリキュラム

税理士制度や業務に関する講義

◆ 総務



石井総務部長

◆ 財務



西村財務部長

◆ 制度



越智制度部長

◆ 税務支援対策



和泉税務支援対策副部長

◆ 調査研究



鳥谷調査研究部長

◆ 研修



市川研修部長

◆ 業務対策



西岡業務対策部長

◆ 綱紀



北山綱紀監察部長

◆ 広報



秋山広報部長

◆ 租税教育



橋本租税教育推進部長

◆ 情報化対策



佐々木情報化対策部長

◆ 公益活動対策



徳井公益活動対策部長

◆ 中小企業対策



藤井中小企業対策部長

◆ 四国税理士共済会



大西 央哲

◆ 四国税理士協同組合



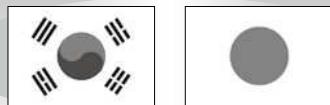
秋山 嘉之

◆ 四国税理士政治連盟



岩佐 誠志

韓国光州地方税務士会との 国際交流懇談会を開催



専務理事 大西 央哲



10月7日、8日、韓国の光州地方税務士会と国際交流懇談会を開催いたしました。浜崎会長、金子副会長、河内・大西専務理事、烏谷調査研究部長、西岡業務対策部長、松岡日税連国際部常任委員の7名は、10時高松空港から、ソウルを経由して、光州松丁駅に向かいました。

光州松丁駅では、光州地方税務士会の 金成厚（キム・ソンフ）会長 他10名ほどの役員の出迎えがあり、熱烈に歓迎をしていただきました。その後、会場のホテルに移動し、チェックインの後、今回の議題であります「インボイス制度について」と「実質課税原則の有無とその適用範囲・制限部分について」の意見交換を行いました。意見交換会の後、光州地方税務士会による晩餐会が開催されました。通訳や片言の英語、そしてタブレットの翻訳機能を使い、自己紹介や意見交換などを行い、また、光州地方の伝統芸能である舞を披露して頂き、光州地方の美味しい料理に舌鼓

を打ち、親交を深めることができた懇親会となりました。

翌日は、金会長をはじめとした光州地方税務士会の役員の方々と一緒に、光州地方税務士会館を表敬訪問し、会館の見学をした後、光州の街並みを散策し、来年、松山にて国際交流会の開催で再開できることを約束して、光州の地を後にしました。



第46回西日本ブロック会議に参加して

研修部長 市川 哲司

第46回西日本ブロック会議が令和6年11月5日に沖縄ハーバービューホテルにおいて開催されました。沖縄の地は、熱帯で、気温、湿度が高く、植物が大きいことに驚きます。米軍基地があり、白人の方を多く見かけ、首里城を始め中国の影響も受けておりアジア系の方も多く見かけます。独特の文化が形成されている開催地で、松川会長を中心とした沖縄税理士会の方々に歓迎を受けました。

西日本ブロック会議は、西日本地区内における税理士会及び業界の

情報を相互に交換して協議し、各会の会務の円滑な運営に資することを目的としています。日税連太田会長ご出席の下、近畿税理士会、中国税理士会、四国税理士会、九州北部税理士会、南九州税理士会そして沖縄税理士会の面々が出席しました。松川沖縄会会长の開会の挨拶冒頭、我々の会長、浜崎友二四国会会長が秋の叙勲で旭日小綬章を叙勲されたことに、お祝いの言葉を受けました。また、挨拶の中、琉球独立論という言葉を初めて知り、沖縄の独特的文化を伺いました。

会議の議題は「税理士事務所と会務のデジタル化対応の現状と将来」についてと「研修受講義務の徹底を図るための取組み」についてです。1テーマ6分間という短い時間で各会プレゼンテーションを行いました。

業務のデジタル化については各会ともにデジタルフォーラムを開催しています。四国会でもデジタルフォーラムが開催されることとなりました。

会務のデジタル化について、グループウェアの活用、メール通知、ウェブ会議、ホームページによる情報提供、議事録文字起こしのAI活用、研修受講管理システムの研修の発信などが発表されました。グループウェアは四国会ではSHIRASAGIが導入されました。他会と比べて維持コストが格段に安いです。使わない機能は表示しないなど、使い勝手は良くなつたと思います。私個人は、過去の部会の資料を読んだり、審査会で部員に意見を問うのに使ったり、他会の会報を読んで施策を考えたり、会務のスケジュールを確認したりと、よく活用しています。メール通知は、他会はメール登録率が高く、南九会では熊本地震を契機に避難訓練にメール通知を活用しているそうです。四国会のホームページ「税理士の方へ」「電磁的方法（メール）による通知について」でメール登録が出来ますので、まだ未登録の会員は登録してください。私個人としては研修受講のお願いで会員自身の研修時間の再確認の注意喚起を緊急連絡としてメールを活用してみたいと思っています。

次に研修受講義務の徹底についてです。研修制度は税理士会員が毎年税制改正で変わる税法等に対応し、税理士業務の改善進歩と税理士の資質の向上のためにあります。また、国民主権の主



権的行使である申告納税制度を支える租税の専門家として納税者国民の負託に応え、信頼ある税理士制度を構築するため税理士は日々研鑽に励み、研修を受講する義務があります。会則上、税理士は36時間の研修受講義務があるのですが、各会とも信頼ある税理士制度の確立のため研修受講義務を、会員に周知徹底し、研修受講達成率を伸ばしています。

中国会は12月、近畿会は1月に、沖縄会は3月に研修受講義務の周知文を送っています。当会を参考にして、カラー用紙や赤紙で周知文を送ろうという会や、赤色は色がきついのではという意見の会もありました。また九州北部会では税理士業務の実態確認調査として研修を受講しているかアンケートをとっていました。

四国会は赤色などの色紙で、文字を大きく、行間をあけ、適切なタイミングと、一目でわかるようなチラシ作りを工夫し、会員が研修を受講し、心理的に行動変容を促すようにしたいと思っています。そして、支部による電話勧奨等の研修受講の向上の施策に会員の受講状況を支部に情報提供をします。新たに0時間会員に対して12月に受講勧奨をするつもりです。

デジタル化や研修は税理士法に定められ、税理士にとって重要な業務の一つです。西日本ブロック会議は各会の取組を直接聞くことができる有意義な会議であったと思います。そして、日税連、各会役員の人を知ることができました。

懇親会は琉球太鼓やサックスの催し、九州北部会員の手品ショーをみることができました。翌日のゴルフ会は琉球ゴルフ俱楽部で開催され団体戦は沖縄会が1位で四国会は5位でした。

次回開催は近畿税理士会となります。

会員相談室のご案内

各県の会員相談室をお気軽に、是非ご利用ください。12月（会報発行日以降）～2月の相談日等は下記のとおりです。

| 県 | 場所 | 相談日時 | 科 目 | 担当者 |
|-----|----------|-----------------------------------|------------|-------------------|
| 香 川 | 税理士会館2F | 2/13(木) | 13時～17時 | 法人税 消費税 所得税 |
| | | 1/9(木) | | 資産税 |
| 愛 媛 | 愛媛県税理士会館 | 1/10(金)・2/7(金) | 13時～16時30分 | 法人税 消費税 所得税 |
| | | 1/10(金)・2/7(金) | | 資産税 |
| | | 1/24(金)・2/21(金) | | 潮見 秀孝 池田 康廣 |
| 徳 島 | 県連事務局 | 1/10(金)・1/17(金) 2/7(金)・2/14(金) | 13時～16時 | 資産税 |
| 高 知 | 県連事務局 | 1/8(水)・2/5(水) | 13時～16時 | 法人税 消費税 |
| | | 1/22(水) | | 資産税 |
| | | | | 三本 聖典 門田 克也 |

〈会員相談室を利用する方へのお願い〉

会員相談日以外の日において、相談員の事務所に直接連絡を行い相談をされる方がいるとの報告がありました。会員相談室をご利用される場合は、くれぐれも相談日を事前にご確認いただきますようよろしくお願ひいたします。

※ 相談日等は変更となる場合がありますので、詳細は各県の事務局までお問い合わせください。

※ 上記相談日以外のご相談は、日本税務研究センターの会員相談室をご利用ください。

(受付時間・平日 10:00～11:45、13:00～14:45 TEL 03-3492-6016)

県別対抗ソフトボール大会を開催！

総務委員 三宅 英俊

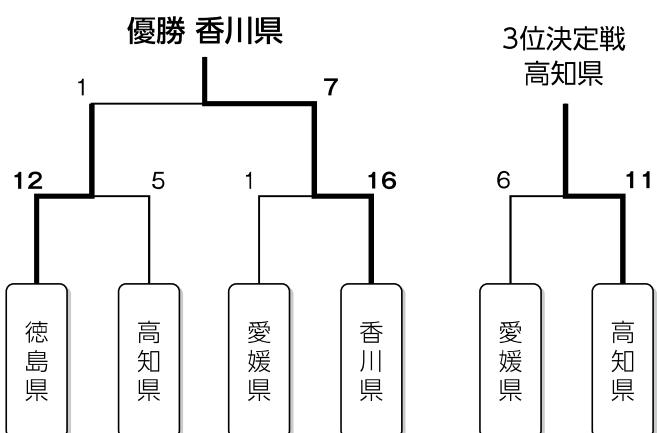


11月16日（土）に愛媛県のウェルピア伊予にて県別対抗ソフトボール大会を開催しました。開催地の天気予報が日々変化し開催が危ぶまれましたが、石井大会実行委員長の英断により何とか開催にこぎつけることができました。

当日は、雨も降らず心地よい天気となり、浜崎会長をはじめ、多くの選手や応援の方々にご参加いただきました。開催県である愛媛県の皆様には、選手紹介のアナウンスやギターによる演奏応援など大会を大いに盛り上げていただきました。いずれの試合も和氣あいあいとした中にも勝利を目指した好プレーも飛び出し、応援にも熱が入りました。

結果は、トーナメント表のとおり、香川県が見事に優勝を飾りました。香川県チームの皆様おめでとうございます。

試合後、施設内宴会場で交流会を開催し、互いの健闘を称え合いながら親睦を深めました。各県の皆様には、朝早くから出発し、遠方より愛媛にお越しいただきありがとうございました。来年は、高知県での開催予定となっております。多くの皆様のご参加をお待ちしております。



ソフトボール



大会スナップ



第6回近畿税理士会研究討論会に視察して

高橋 真貴子（丸亀支部）

11月15日金曜日に大阪市の中之島会館にて行われた第6回近畿税理士会研究討論会に視察しました。この研究討論会は第6回となっていますが、それまでは調査研究部主体でなされており、昨年立ち上げた近畿税務研究センターとしての発表は初めてのこと、同様に昨年税務研究所が創設され、その一員となった私としては学ぶべきところが多い場でした。

今回の討論会のテーマが「消費税導入35年を総括する」でしたので、来秋消費税を題材に論文発表を予定している香川県チームとしては他の単位会の成果を見ずにはおられず、本来四国各県の研究員が偏りなく視察に行くべきところを香川県のみで参加させていただきました。正司所長を始めとする税務研究所の方々の広量に感謝致します。研究討論会そのものも勉強になりましたし、その後の懇親の際には近畿税務研究センターの運営方法なども教えていただくことができ大変有意義でした。

私達税務研究所香川県チームも既に論文作成は始めており、当たり前のことですが論文ですので「消費税法をこのように改正した方がよいではないか」「諸外国ではこうなっている」といった内容が文章で連ねられています。近畿税務研究センターの発表は討論形式となっていましたので、各研究員が役割分担をしてお互いの見解、相手に対する反対意見を述べ合うことで消費税法の問題点を浮き彫りにし、私は聞いていただけにも関わらず消費税法の文献等を読んでいた時以上に、考えるべきことが可視化されたように思いました。

私は個人的に自分達の発表はディベート形式の方が論文の概略の説明による形式より理解しやすくてよいのではと考えていましたが、今回の討論会で先んじられた形となったので更なる検討が必要と痛感しました。ただし、同じ消費税法をテーマとしていますが、論じているポイントが異なっている部分も少なからずありました。発表形式が同じになったとしても香川県チームの研究員の面々が進化系を見せられるのでは、と期待しております。

今回一番印象に残ったのは、実のところ発表内容ではなく、挨拶の場などで近畿税務研究センターの方々が何度か「近畿税理士会のシンクタンクとして税務研究センター」という言葉を使っておられたことです。私は税務研究所が創設されてからの1年余りの間、第1回となる論文発表を滞りなく行わねばということにのみ考えを巡らせ、時に調査研究部が尽力している税制改正建議を末席で少しだけ手伝えたらなあ…などとどちらかと言えば軽い気持ちでしたが、近畿税務研究センターの「近畿税理士会のシンクタンクである」という自負心に触れ、身の引き締まる思いでした。税務研究所を発足したからには、税務のあらゆる局面で役立つ研究を行い、会員の方々が活用できるものを提示しなければならないのではないかと考えを新たにしました。

最後となりますと、今回の近畿税務研究センターの発表は既にオンドマンドで配信されているかと思います。実際の研究討論会の様子を見ていただき、更に来年の私達の論文発表を見ていただくことで、税務研究とは如何なるものかと興味を持っていただければ幸いです。



税の広場

賃上げ促進税制が改正になります

令和6年度税制改正により、賃上げ促進税制が強化されました。教育訓練費に係る上乗せ措置の要件緩和、令和6年4月1日以後に開始する各事業年度において控除しきれない金額を5年間繰り越すことができる制度が創設されました。

税額控除の計算　控除対象雇用者給与等支給増加額×税額控除率
(調整前法人税額の20%限度)

控除対象雇用者給与等支給増加額とは、適用年度の雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額をいいます。

青色申告書を提出している中小企業者等、1,000人以下の個人事業主の税額控除率は以下の通りです。

- ①全雇用者の給与等支給額が前年度の給与等支給額と比較して1.5%以上増加の場合に15%の税額控除
 - ②全雇用者の給与等支給額が前年度の給与等支給額と比較して2.5%以上増加の場合に15%上乗せ
 - ③教育訓練費が前年度と比較して5%以上増加の場合に10%上乗せ
 - ④プラチナくるみん認定、プラチナえるぼし認定、くるみん認定、えるぼし認定2段階目以上を受けている場合に5%上乗せ
- 上記①から④を適用して最大45%の控除率となります。

これまで賃上げ促進税制を活用できなかった赤字企業への賃上げを促すため、控除できなかつた繰越税額控除限度超過額の5年間の繰越ができるようになりました。

この適用を受けるためには、適用要件を満たす年度の確定申告書に明細書を添付して申告する必要があります。控除できなかつた年度以降、控除できなかつた金額を繰り越すためには、赤字であっても明細書を添付する必要があります。

繰越税額控除制度を受けるためには、繰越控除する年度において雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額を超えていることが必要です。

今回の令和6年改正は、令和6年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する各事業年度に適用されます。賃上げ促進税制は改正が頻繁に行われるため、今後の改正にも気をつける必要があります。

支部だより

丸亀支部



愛媛県への支部旅行



丸亀支部では、10月3日に日帰りで愛媛県へ支部旅行に行きました。

当日はあいにくの雨模様でしたが、来島大橋・伯方大島大橋・大三島橋を渡った先にある大山祇神社では霧に包まれたその姿がかえって荘厳な雰囲気を醸し出していました。本殿正面にそびえる御神木は、樹齢2600年あまりの大木で、「小千命ーおちのみこと（乎知命）御手植の楠」と呼ばれており、その長きにわたる歴史が感じられる大変立派なものでした。隣にある宝物館は、全国の国宝・重要文化財の指定を受けた武具類の8割が保存されてい



る日本一の武具館ということでした。中でも日本唯一の女性用鎧である大三島を守る戦いに勝利をもたらした鶴姫の鎧は、大変珍しく興味深いものでした。

その後、道の駅多々羅しまなみ公園では、瀬戸内の食材をふんだんに使用した昼食に舌鼓をうちながら会話も弾み、親睦を深めることができました。

食後には、能島水軍の潮流体験船に乗り、大昔より付近を通行する船を翻弄してきた渦巻き湧き上がる潮流を体験し、その迫力に圧倒されました。最後に、今治タオルミュージアムで今治タオルの製造工程を見学し、素敵なお土産をいただき、無事帰路につきました。

日帰りにもかかわらず様々なところを見学でき、参加者の方々と共に有意義な一日を過ごすことができました。



税理士証票の提示 会員章の着用 を励行しましよう



四国税理士共済会事業



税理士報酬専用商品

報酬口座振替システム

ご利用料金

| 項目 | ご利用料金(別途消費税) |
|-----------|------------------------|
| 基本手数料(月額) | 1契約(1振替日)につき 2,000円 |
| 委託手数料 | 請求1件につき 110円 |

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

簡単で使いやすい

インターネットによるデータ入力で臨時報酬にも対応可能です。

報酬額に対する源泉税額・
消費税額の自動計算機能を搭載

振替日は8日、22日のどちらかを選択

※振替日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に口座振替を行います。

NSSより朗報です

- 報酬口座振替システムを「ご利用中○r新規ご加入」の事務所を対象とした「関係法人用一般Eタイプ」のお取扱いを開始！
- 会員が役員である「会計法人・コンサルティング」などの法人がご利用いただけます。
- 当商品は上記報酬口座振替システムと同じ割安な料金設定！【基本手数料 2,000円+請求1口座につき 110円】

関与先さま向け

口座振替 利用先紹介制度

- 紹介先が口座振替をご利用いただいた場合は、会員さまに2万円の紹介手数料をお支払いいたします。
- ご利用開始3ヵ月目の請求口座数が100口座以上の場合、会員さまにさらに2万円の紹介手数料を追加支払いたします。

ご利用料金

| 請求1回あたり | ご利用料金(別途消費税) |
|------------|------------------|
| 100口座未満の場合 | 7,500円+35円×請求口座数 |
| 100口座以上の場合 | 110円×請求口座数 |

ご利用例 (別途消費税)

| 請求口座数 | ご利用料金 | 1口座あたり |
|-------|--------|--------|
| 30 | 8,550円 | 285円 |
| 50 | 9,250円 | 185円 |

※請求がない月には、ご利用料金は発生しません。

このような業種の皆さまに
よくご利用いただいています！

介護・訪問看護



不動産・マネジメント



塾・教室・学校



スポーツクラブ



資料のご請求はスマホでもOK！

※ご契約にあたって日本システム収納による所定の審査があります。

四国税理士共済会

制度運営者

〒760-0017 高松市番町2丁目7番12号
TEL(087)823-2515お問い合わせ先
〔委託先会社〕大同生命グループ
NSS 日本システム収納株式会社
大阪本店 〒564-8523 大阪府吹田市江坂町1-23-101 大同生命江坂ビル
TEL:06-6386-8526

新規お問合せ専用フリーダイヤル

0120-700-676
フリーダイヤル

(平日9:00~12:00, 13:00~17:00)

日本システム収納

検索